

## 第2回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年10月5日（木）9:00～10:17
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階1214特別会議室
3. 出席者：  
（委員）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、長谷川幸洋（座長代理）  
（専門委員）白井裕子、林雅文、本間正義  
（事務局）田和室長、窪田次長、前川審議官、佐脇参事官  
（ヒアリング出席者）西粟倉村：青木村長  
西粟倉村：三瀬主任  
総務省：稲岡審議官  
総務省：市川室長

4. 議題：  
（開会）  
（1）森林・林業の現状と課題について  
（岡山県西粟倉村からのヒアリング）  
（2）「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」に関する  
総務省からのヒアリング（森林吸収源対策税制を検討する立場から）  
（閉会）

### 5. 議事概要：

○佐脇参事官 定刻になりました。これより第2回「農林ワーキング・グループ」を始めます。

林委員、青木専門委員、渡邊専門委員は本日御欠席と聞いております。

白井専門委員は御出席の予定でございますけれども、若干おくれておられるようでございます。吉田委員は所用により、おくれて駆けつけるという御連絡を受けております。また、金丸議長代理も御出席と聞いてございますが、若干おかれておられるようでございます。

それでは飯田座長、お願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

議題に入る前に、今期より専門委員として慶應義塾大学准教授の白井裕子先生、そして株式会社伊万里木材市場代表取締役の林雅文様に御就任いただくことになりました。御挨拶を頂戴したいと思います。

ごく簡単に1分程度で、林専門委員、お願いいたします。

○林専門委員 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました、伊万里木材市場の林雅文でございます。

佐賀県伊万里市で木材市場を経営しております。事業内容といたしましては、森林整備事業と木材の流通、原木の販売と木材製品の販売を主力に行っております。

最近、木材の新需要も加わりまして、国産材の需要が非常に増加してきているという中で、折しも林業が国の成長化産業に位置づけられたということでございます。非常に今後、発展が期待されるのではないかと期待しております。このような会議が、そのような発展に大きな役割を果たしていくのではないかと期待しております。私も末席に加えていただき精いっぱい頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(金丸議長代理、白井専門委員入室)

○飯田座長 よろしく願いいたします。

では、続きまして白井専門委員、1分程度で結構ですので簡単に挨拶をお願いいたします。

○白井専門委員 慶應義塾大学の白井と申します。よろしく願いいたします。

私の専門は都市工学になります。これまで日本の山林、林業、木材、木造まで、現場で調べて研究をしてみいました。現在は何がどうなっていて、どのような問題があるのか、わかってまいりましたので、その問題を一つずつ解決する研究もしております。

都市工学の研究をはじめ、技術開発、立木を自動で切り倒すマニピュレーターなどの開発もしております。これまで長らくやってきた研究をこのような会で生かせることを大変光栄に思っております。よろしく願いいたします。

○飯田座長 ありがとうございます。

なお、9月20日の第1回農林ワーキング・グループに御出席いただきました、株式会社東京チェーンソーズ代表取締役の青木亮輔様におかれましても、お二人と同様、専門委員に御就任いただくことになりましたので、御報告させていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。本日は「森林・林業の現状と課題について」、森林を管理されている地方自治体の方からお話を伺います。

本日は岡山県西栗倉村村長の青木様、同じく産業観光課の三瀬様にお越しいただきました。西栗倉村主導の「百年の森林事業」により、私有林の集約化が行われていると伺っております。本日はこれらの取り組みについて御説明いただきました後、意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。なお、質疑応答の時間を十分にとらせていただきたいと思いますので、大変恐縮ですが、御説明は10分程度でお願いいたします。

それでは青木様、よろしく願いいたします。

○青木村長 改めまして、おはようございます。西栗倉村の青木と申します。よろしく願いいたします。

きょうは、当方で実施しております「百年の森林構想」の内容と、これに伴います森林施業の現状について皆さんに御報告をしたいと思っております。こういった小さな村でありますけれども、こういった取り組みについて皆さんの前でお話しする機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。早速ですけれども、報告に入りたいと思っております。

まず、皆さんにお配りしているこの資料でありますけれども、この資料は「百年の森林構想」というものについて、具体的にどういうものかということの説明する、うちのほうで従来使っております資料でございますので、この場に適切であるかどうか、若干の心配はありますけれども、一応この資料に従って説明をしたいと思っております。

西栗倉村は岡山県の県北にあります、本当に小さな村です。人口が1,478人。若干これより今はふえてきておりますけれども、600世帯ほどで、今、1,500人余りの人口であります。平成16年に合併問題が持ち上がっていました。こういった小さな寒村でありますので、合併をするかしないかというのが非常に議論されたわけでありまして、当時、アンケートを実施いたしましたして、合併しないということで決断をしたわけでありまして、さりとて、この小さな村は森林が95%です。ほかにこれといった資産があるわけでもなく、そういった村が合併しないという決断をしたのはいいが、では、具体的にどうやってこれから生き延びていくのかということで、基本的には我々の一番大きな資産は山である。しかし、この山は50年前に植えられた山であって、最近ほとんど手入れがされていないし動いていない。そういうことが目の前にあったわけです。

しかし、一方、ここに小さな写真がありますが、この森の写真は結構整備されたいい森であります。こういった森を、実は今、50年かけてつくったのですが、100年以上たつような、こういうすばらしい森林にもう一回つくりかえることによって、我々はひょっとして生き延びることができるのではないかという仮説からスタートして、森林整備に取りかかろうということを決めたわけでありまして。

百年の森林というのは、一つは当然、直接的に百年の森林そのものをつくっていかうというアプローチであります。それと、やはり永遠に続く森林へのアプローチを目指したものであります。また、同時に、地域の持続性というものを目指しているということで、これが百年というものに集約をされているということでありまして。

取りかかったのはいいのですが、まず、なぜ森林が施業されずに放置されているのかという現状です。この現状は、やはり市況の低迷によります。いわゆる施業費を投入しても、施業するために経費を投入しても、回収が見込めないということが根本的にあると思うのです。こういった事業ですから、なかなか余裕資金があるわけでもなく、なかなか山に投資がきかなかったという原因があります。

そこで、村が山を動かすということになりますと、村が責任を持って公共の財源をここに投入して、山を、森林を動かしていこうという決断であります。そうになりましたのは、やはりこの村の特殊性といいますか、小さな村でありまして、住民のほぼ皆様方が多かれ少なかれ山林を所有しておられたという現実があります。そこで、公共の財源を投入する

ということが比較的容易にできたというのが、この百年の森林構想をスタートさせる原動力として、そういう特殊性があったということが言えると思います。

百年の森林構想で目指すものは、一つは施業をするといいまでも、やはり施業費は最小限に抑えながら、販売を最大限に持っていくという、両方の効果がなければ、なかなかこれは持続ができないだろうということがありますので、まずは3ページにありますような仕組みづくりから入ったわけです。それは所有者様のばらばらに所有されている山を、村が一括管理をして、この施業の部分で効率的あるいは合理的に施業をしていこうと。最小限に経費を抑える工夫がここにあるわけです。

そして、その下に間伐材の販売というものがありますけれども、販売も一工夫をして、ここの販売収益を最大限に持っていく工夫をしようということで、次のページにありますように、これは少しわかりにくいのですが、逆三角形と正三角形があります。施業管理委託契約というのは所有者さんと村と森林組合で、最小限の経費で合理的に施業を進めていく仕組みであります。その下の正三角形のほうは、森林組合と販売支援業者さんと村との間で、これは収益を最大に持っていく仕組みであります。

次に、5ページに入ります。これを進めてまいりました中で、非常に特徴的なのが、最初にこの施業を始めるときに、やはり路網整備がどうしても必要ですので、なかなか回収に届かない経費を先に投入するということになります。ですから、初期投資が非常に大きくなります。しかし、初期投資はだんだんと、後年度、どんどん小さくなります。間伐も、ここに「契約期間は10年間」とありますけれども、この10年には意味がありまして、10年間お預かりをしている中で、一番最初の施業は、まず、路網を入れます。路網を入れて施業をしやすくします。それにはたくさんのお金がかかりますし、それから、一番最初の間伐というのは劣勢木間伐をしますので、ほとんどお金にならないようなものを、邪魔なものをまず取り除くという作業ですので、最初は非常に経費が大きくて、販売額は小さいわけです。それでこの10年のうちに、2回あるいは3回の施業をやろうということで、ここでは路網整備のお金はかかりませんので、今度は販売額のほうが大きくなるだろうというようなことで、10年間の契約の中で幾らか回収ができるだろうと考えているわけでありませぬ。

それと、この三者契約の中で、施業に伴って間伐材を販売して上がった収益については、役場と所有者さんとで2分の1に分ける。この2分の1の整合性というのは全くありませんが、とにかく折半をしようということで、この契約に持ち込んでおります。折半する理由は、やはり次の、後年度の投資に財源が必要ですので、村としても財源を確保する必要があるということと、それからやはり、所有者さんへのインセンティブがやはり要ということで、2分の1、お互いに努力をして、できた契約の中で生まれる収益は半分、お互いに折半をしようということで成り立っております。

その次です。6ページの表は、これは見ておわかりのとおり、平成21年から始まっております。それ以前と後年度との、この施業のスピードなり量が格段に違ってふえてきてお

ります。年を追うごとに施業量がふえてきているというグラフであります。

次に7ページ、施業費用についてです。施業費用にはどういうものがあるか、施業がどういってお金で成り立っているかということ、国や県からの補助金と、先ほど申しました収益の一部が充てられる。そして、それでも費用に足りない部分は村の一般会計からの繰り出しによって動かしているということです。所有者さんに一番最初に初期投資をしていただくということは非常に困難ですので、ここのところを村が肩がわりをするというような形でやりますけれども、この3番の一般会計からの繰入金というのは、初期は大きいわけでありますけれども、回転するに従って、これはだんだん小さくなっていく。その辺に特徴があると思います。

その次の、8ページのグラフ。これはちょっとわかりにくいですが、これも平成20年という年がありますが、一番左が平成20年です。平成20年から、青色の搬出間伐がふえている。どんどんふえていく傾向にあるということであります。右の表は作業道の開設にしても、平成20年に比べればどんどんふえてきているというグラフでございます。

次に、9ページにあるのは、先ほどは申しませんでした、売り上げを増大させる工夫ということです。それまでの林業というのは山から搬出したものを木材市場に持って行って、それで終わりというのが我々の地域の林業でした。しかし、こういう財源も必要ですし、これを効率よく進めていくためには、やはり売上額を増大させる工夫が必要だということで、加工施設はほとんどありませんでしたので、間伐材がそのまま間伐材として商品の顔をして市場に出ていくということが起こったわけです。しかし、ここで気づいたことは、間伐材というのは、それまで間伐材の顔では市場にはほとんど流れていなかったのです。木材というのは一般的にこういう、きれいな無節の製品ですけれども、うちでつくるものは間伐材そのものですので、節がたくさんあるわけです。しかし、節があれば木としての機能を果たさないかということ、そんなことは全然ありません。品質的には全く同様の品質を持っておりますので、ここは、私たちのところに工場がなかったというのが幸いしまして、間伐材を簡素な形で加工することによって商品化をしました。

そこで、非常に間伐材に主役の座を与えたわけです。それが実際に市場に流してみれば可能であった。どんどん売れていくようになったということで、非常にこれは新しい発見であったと言えますし、今後も間伐材が間伐材としての顔で市場に流れていくという仕組みが大丈夫だなというように確信を持っているところであります。

こういった販売・加工の皆さんの努力のおかげで、いろいろなベンチャーが立ち上がりました。工場ができ上がりましたし、それから、もう少し大型の、特に無垢の材木を必要とする幼稚園や保育園を丸ごと受けて、そこに間伐材を投入して、そういった施設をつくり上げるというようなこともできておまして、いわゆる6次産業化ができたということが、この百年の森林構想にとっては非常に大きな成果であったと思っているところであります。

今後の課題でありますけれども、ビジネスチャンスが非常に生まれているということで、

今まで村が強制的に進めていたこの事業を、やはり民間のビジネスとして立ち上げていこうというような形で、そのビジネスへの移行を今、考えて動いているところでございます。

少し時間がオーバーしました。失礼いたしました。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの西栗倉村からの御説明につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。なお、発言を希望される際にはわかりやすいようにプレートを立てていただけると助かります。

では、質問または御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

○本間専門委員 御説明、ありがとうございます。

大変すばらしい取り組みと拝見いたしました。

関心があるのは、こうした事業を始める前に、住民といいますか98%を占める森林の所有者という人たちが、どういう意識を持っていて、どういうアクションをとっていたか、とっていなかったか。つまり、この事業に乗ってくるというモチベーションを持ったのは、徐々になのか、あるいはいいアイデアだねという形で、わっと飛びつく形だったのか。そのあたり、従来の住民の山に対する意識あるいは取り組みと、この事業に対する反応についてお聞かせ下さい。

それからもう一つは、2分の1ということと言うと、従来と比べてこれは、所有者の側がきちんともうかっているのかどうか。そのあたりを含めてお聞かせいただければと思います。

○飯田座長 では、お願いたします。青木様、三瀬様、どちらでも結構です。

○青木村長 それまでの森林の状況は、全く微動だにしないような状況が生まれていました。それはやはり、山というのは昔は資産家の持ち物だったわけです。それが戦後、貨幣経済がどんどん順調に推移していきますと、個人的な資産というかお金を持つようになりまして、個人で山を持つ、買ってそこに植林をするというような動きが出てまいりました。かなり大きな投資だったと思います。思い切って、将来の資産化を夢見て投資をしたわけですけれども、その過程で投資額がとても回収できないと。非常に無力感が漂うような状況の中で放置をされている状況があった。

そこで、村がそれをもう一回ということ、山に取り組もうやという動きを見せたわけですけれども、そうはいえ、とてもすぐに山が売れてそれがお金になるという状況ではありません。皆さんとしてみれば、非常に長いスパンで物事を考えることができません。村の経費でやってくれるなら、それはいいことだけれども、ただ、それにしても、そんなに積極的に取り組むほどのものではないというのが正直なところの皆さんの気持ちだったと思います。

それと、2分の1という話ですけれども、これも、そこで間伐材を売って、邪魔なものを売って、もともとそんなにお金になるわけではありませんので、そんなに期待感はありません。ですから、それが2分の1であろうが100%であろうが、そんな金額ではないとい

う、どうもそういう気持ちはありましたね。ただ、初めに投資をしていくと、次に回転するときには結構なお金になるということは皆さん、見えていない。見えていないですから、一番最初に村がここに投資をして、この山を動かすということが一番大きな成果だったと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

このいただいた資料の11ページについてですけれども、木材産業の売り上げが1億円から8億円に拡大したという中で、現時点ですと村からの財政資金を3,000万円入れている状態ですが、これは5年前に比べると、持ち出し分はふえた感じでしょうか。それとも減っている印象でしょうか。

○三瀬主任 資料の8ページに間伐の面積などを載せているのですが、年度ごとにばらつきがございますので、金額としては5年前と比べると、今年度は搬出間伐をふやしたということもあまして、若干の、一般会計からの繰入金はふえているのですが、ただ、出している材の量もふえているので、5年前と比較して非常にコストがかさんでいるということではなくて、年度に応じた収支が、スタートしてから今のところはそのぐらいの費用で推移しているのかなというところです。

○飯田座長 もう一つ続けてですけれども、さまざまな林業の事業を進めるに当たってマンパワーの確保はどのようにされているのか。つまり、働き手は十分足りている状態なのか、やや人手不足で厳しい状態なのか。いかがでしょうか。

○三瀬主任 現在、西栗倉村役場でこの百年の森林事業を3人で担当しておりまして、1人は農業と林業の兼務ではあるのですが、正職員3人というのは役場の中でもかなり、ほかの業務に比べると人数を割いているというところはございます。

○飯田座長 いわゆる森林組合等で、間伐のために直接現場で働かれている方、事業者の方々については人手が足りない感じなのか、一応確保されている感じなのか。そこはいかがでしょうか。

○青木村長 施業に伴う、いわゆるフォレスターも、この事業が始まって回転がよく仕事が回っていきますので、今、森林組合から仕事を受けてされていた業者さんが、百年の森林事業のために、基本的には路網整備をやる人、搬出をする人、チームになって株式会社を設立して、新しい会社が次々に生まれているというような状況であります。

○飯田座長 それでは議長代理、お願いいたします。

○金丸議長代理 どうもありがとうございます。

まず、最初に4ページ。全体の概要図といいますか、登場人物が役割とあわせて書かれていると思うのですが、この試みをスタートしたときに存在していた組織と、そして、これを始めた後に新たにできた組織があれば、それをまず教えていただきたいと思います。

それから2つ目は、作業道の開設が平成28年度は1万273メートルと8ページに書いてあって、11ページの事業費のところに、作業道工事費が3,355万と書いてあります。そうすると、単純に割ると1メートル当たりの投資金額は3,200~3,300円になるのですが、そう

いう理解でよろしいでしょうか。

○三瀬主任 まず、概要図の組織のほうですが、百年の森林事業の計画当初に存在していた組織としましては、西栗倉村役場と森林組合と、それから水色で示している株式会社トビムシというところ。この後すぐに株式会社トビムシのほうから村内の製材所として株式会社西栗倉・森の学校ができて、またその株式会社西栗倉・森の学校を初めとした、村内で木材産業を扱うローカルベンチャーが育っていくのに伴いまして、木材以外にもローカルベンチャーが非常に育ってきたので、それを支援するところということで、株式会社西栗倉・森の学校からさらにこの図の右上にあるエーゼロ株式会社というところが存在したところですよ。

あとは百年の森林事業に取り組みまして、搬出間伐を行っていくと同時に、林地残材の活用ということにも取り組みまして、そうしたところを利用する会社として、図の左下に示している村楽エナジー株式会社なども事業後に誕生してきたところですよ。

それから2点目の、作業道についてですけれども、11ページでお示ししている作業道の工事費に関しましては、開設費のほかに既存の作業道の修復費や拡張する際の事業費なども乗せておりまして、現在、それに関してはほぼ村の村費100%でやっているような状況ですので、それもあわせて3,300万円ほどという形になっています。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、長谷川座長代理、お願いします。

○長谷川座長代理 今のお話の11ページは、平成28年度単年で見た収支だと思うのですが、10年のこの期間の中で見ると、村の10年間での収支はどのようになるのでしょうか。つまり、28年度に3,000万円を投資して、それは2分の1の収益を受け取り続けることによって、それでもマイナスなのかプラスなのか。

○青木村長 基本的には、今、8年目でありますけれども、10年間、それぞれにお預かりします。ですから、ずれていくわけです。それから、初期投資と2回目、例えば10年預かりますと、1年目に施業をします。それは投資額は大きいのですが、バックは少ない。2回目の間伐をするとき、例えば8年目か9年目、あるいは10年目に関しては、そここのところの販売額は、今度は値段のいい木が収穫できる。しかも、路網は入っているため路網をつくる必要はないので、経費は少なく売り上げは大きいということで見込んでおります。ただ、今が8年目でありますので、いわゆる収穫をきちんと、最初に始めたところも2回目の間伐で収入になっているところは、まだ少ないということで、だんだん後年度にずれていきますので、今のところ、そういった試算はまだ可能ではない状況です。

○三瀬主任 百年の森林事業は現在8年目になっているのですが、年々、新規にお預かりする森林の面積がふえております。したがって、8年目ではあるのですが、百年の森林事業を始めてから、ほぼ初回に間伐するようところが現在もまだ多くて、どうしても初期投資がかさんでいるところではございます。

○長谷川座長代理 そうすると、まだ出ていくお金のほうが大きいということでしょうか、



10年、それから次の20年、30年と見た場合はどうなのですか。

○青木村長 これはあくまでも予想でありますけれども、基本的に先ほど三瀬が申しましたように、8年たっています。毎年初期投資をしていくわけです。片や、10年ぐらいたった森林についてはある程度大きな回収が見込めていくので、だんだんと回転していくだろうと。ですから、基本的にはこれが森林として大きな利益を生むかどうかは、まだちょっと未知数でありますけれども、少なくとも施業費の回収は可能であろう、利益は出てくるであろうとされているところです。

○三瀬主任 少し補足いたしますと、現在、百年の森林事業では、全て定性間伐を行っておりまして、現在搬出されてきている材は劣勢木間伐で出てきた材なので、なかなかまだ、余りよいものが出てきていません。一方で、今、残している木というのは、将来、非常に価値のある材になるであろうというものを残しておりますので、木材の収益についても今後どんどんふえていくのではないかと予測しているところです。

○長谷川座長代理 最後に、作業道がついた部分の所有者さんとしては、10年たったら、うちは環境が整ったということで、まことに申しわけないけれども契約はこれっきりにさせていただきますと、あとは100%全部収益はいただきますというインセンティブは働かないのですか。

○青木村長 可能性はあります。可能性は十分あるのですが、それ以前の、まず、山を動かしていくという、大きなモチベーションが生まれるというのが、これの最大の狙いでありまして、そのところは、実は今、おっしゃいますようにあります。ありますが、ただ、山主さんの関心は、今、非常にないのです。いろいろな人がおられますが、積極的に自分が山をつくられた方は、もう本当に御高齢になられて、次に、子供さんに相続するという段階に入っていますし、子供さんは、山は資産としてはあるけれども、資産価値はないものであるというように申し伝えられていますので、余り経営意欲はございませんので、そういうところは現実をちゃんと見ればそういうことになっているわけです。ですから、我々として言いたいのは、基本的に将来にわたって、山というものが全く無用なものではないのだと。いわゆる投資としては、今は一番投資が進んでいるので、これから本当に収穫に入る時期であるので、非常に有望な資産であるということについては、所有者の方に一番申し伝えたいところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは林専門委員、お願いいたします。

○林専門委員 現状、高齢化社会が非常に進行していて、この村でも、先ほどの資料では35%ぐらいの高齢化だということで明記されています。

我々も森林整備事業を行っておりまして、今、一番問題になっているのが、実は林業の後継者がいないということです。これが非常に悩ましい問題でありまして、現状の山主さんは、先祖から引き継いだ山だから自分の代では終わらせたくない、何とか続けていきたいという思いを持っている方がいらっしゃいます。多分、その背景の中で、この事業を今

進められているのだらうと思います。

本当に直面する問題として、例えば相続をされる予定者の方は、基本的にはやりたくない、もう手放したいという方が実は大半だということを、我々も承知しています。そういう中で、先ほどもお話の中でありましたけれども、本当に将来にわたって継続的な形でこの施業が成り立っていくのかどうか。場合によっては、この事業はおやじが決めたことだから、自分はやりたくないのだと。場合によっては売却してお金にかえたいのだというような方も、かなり出てくるのではないかと。そういったことについて、実際にどのような形で対処していこうとされているのかということをお聞きしたいと思います。

○青木村長 そのとおりですね。しかし、この百年の森林構想の施業を始めまして、私も客観的に見て、今は大きな資産が本当に無価値のような状態で放置されている。逆に言えば、今、ビジネスチャンスが一番大きなところなのです。うちの村のようなところは、ある程度初期投資ができれば、あとは結構うまく回っていくし回収もできるわけです。今後、山の施業が進んでいって回収をする金額というのは、結構な、次の投資に向かえるだけの価値があるだらうと。財源が多分入ってくるのではないかと考えているところでもあります。

どうしても林業の場合は、投資から回収までの年数がすごく長いという難しさがあります。しかし、今、状況がどうであるかということ、既に木が植わっていて、何十年もたっている木がベースとしてあるわけです。それが今あるという現状ですから、今どうかと言われると、今から将来を考えると、これは非常に有望なのではないかと考えておりますし、私どものところでは、ビジネスにしてこれを進めようという会社もできつつありますし、そうなれば、今のうちに山を資産として確保して、将来にこれを運用していこうという人があらわれてもおかしくはない状況ではあると思っているところでもあります。

○三瀬主任 補足いたしますと、我々の百年の森林事業ですと、所有者さんの費用の持ち出しは一切ありませんので、どちらかということ逆にもう、御自分では手入れされなくなった方のほうが意外とスムーズに預けていただいているという状況はございます。

また、相続の問題はこれからあると思うのですが、最後に資料の12ページに、これから課題解決に向けて株式会社百森を設立するというのを載せているのですがけれども、その事業の一環として、今、森林信託ということも視野には入れておりまして、それですと相続が発生した際に受益権の移動ということで済みますので、そういったことでも対処していけるのかなとは考えているところです。

○林専門委員 わかりました。

○飯田座長 白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 お話頂きまして、ありがとうございます。

需要量と価格をいかに安定させるか、そこが決まれば安心して素材生産ができると思います。今はどのような状況ですか。A材、B材、C材、そして、誰が一番買っているのでしょうか。安定した顧客はいらっしゃいますか。

○三瀬主任 4ページの図で説明しますと、村内に株式会社西栗倉・森の学校という製材

所がありまして、間伐材を使った商品の開発などにも積極的に取り組んでいただいているのですが、A材に関しては現在、こちらがほとんどの供給先になっています。C材に関しては図の左下にありますバイオマス会社の村楽エネルギー株式会社に、薪ボイラーのエネルギーとして供給しています。

○青木村長 補足します。間伐材がこれから出てきますので、それが商品としてどれだけ流通していくかというようなお話だと思いますが、先ほど申しましたように、考えてみれば、間伐材の出どころは結構あります。今まで間伐材が間伐材として余りにも市場に出てこなかった。全く出てこなかった。あるいは間伐材というものが合板という形に変えられて、顔を持たない形で流通はしていたのだけれども、間伐材が正規の木材として、無垢の木材として利用方法がたくさんあるのに、それが出てこなかったという残念さがあります。しかし、先ほどの株式会社西栗倉・森の学校などでの商品開発を通して、間伐材の、無垢の、本物の材としてのよさをもっとアピールする方法がありますし、マンションの一室などのフローリングが間伐材にかわっていくという傾向があります。これを戸数で計算しますと相当の量がこれから出ていく可能性があると考えております。あとは売り方ということを考えているところでありまして、今後も有望な市場があると思います。

○白井専門委員 需要先の株式会社西栗倉・森の学校なり、バイオマスもそうですが、ここにも木材を買うため等の公的資金が入っている場合があります。直接的、間接的に様々な支援があると思います。もしもそういう支援が成り立たなくなったときに、素材生産のほうも影響を受けると思います。買ってもらうほうにもかなりの公的資金が入っていると、結局は事業として持続性が本当に出てくるのだろうかというところが気になっています。

○青木村長 現状、うちが今、公的資金を使っているのは、施業の一番最初の初期投資だけです。販売に関しては一切補助金はありません。彼らが自力でやっています。それから、温泉に対してバイオマスエネルギーとして供給している資材等も、試算をしますと化石燃料を使っていた金額よりは若干のパフォーマンスのよさを示しているのです、基本的には使う側は化石燃料よりも少し安いということですので、ここもうまく流れているという状況です。

○白井専門委員 A材とB材、C材は、立米当たりどれぐらいで買われているのでしょうか。

○三瀬主任 木材の価格については、近隣に2つ原木市場がありまして、そちらの市況価格を見ながら、四半期ごとに価格を決定している形になっております。

○白井専門委員 そうすると、価格は村が決めているのですか。

○三瀬主任 現在は販売業務を株式会社西栗倉・森の学校のほうに委託しておりまして、そちらと協議しながらという形です。

○白井専門委員 お幾らぐらいか、もしもわかればお願いします。

○三瀬主任 現在はA材で立米当たりスギ10,500円、ヒノキ15,000円です。

○青木村長 それは近隣の市場の市場価格をある程度参考にしながら決めているという状況です。

時間が参りましたので、議題1については以上といたします。

西栗倉村の皆様、御出席ありがとうございました。

(ヒアリング対象者交代)

○飯田座長 続きまして、議題2「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」に関するヒアリングに入ります。本日は総務省より稲岡審議官にお越しいただいております。

森林吸収源対策税制を検討する立場から、本件に関する御説明をお願いいたします。

○稲岡大臣官房審議官 総務省で審議官をしております、稲岡と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

森林環境税（仮称）につきましては、昨年12月の与党の税制改正大綱で、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされているところでございます。現在、種々検討を行っているところですが、その検討状況について担当室長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○市川環境税制企画室長 担当室長の市川でございます。お手元の資料2で御説明させていただきます。

まずは1ページ、この森林吸収源対策税制の創設に向けた経緯を1枚であらわしております。左側は森林所在市町村が森林環境税創設促進連盟という団体を発足させまして、地方団体からの要望がずっと出てきているところでございます。この契機になりましたのは平成17年2月の京都議定書の発効です。このときに、地球温暖化対策のための財源確保をどうするのかということが課題になりまして、それ以降、先ほど左側で見ていただきましたように、団体が発足し、それから右側は与党の税制調査会でございますけれども、与党の税制調査会においても平成17年度以降、与党大綱に検討事項として環境税についての記載がなされたところでございます。

次の24年10月という、真ん中のところですがけれども、もう一つの契機として、この24年10月から、国の税金で地球温暖化対策のための税が創設されました。これは既存の石油石炭税、すなわち石油、石炭、天然ガスといった化石燃料に課税される税金ですが、これを上乗せし、上乗せ部分についてCO2の排出抑制のための財源として使うということで制度が発足したところでございます。

地球温暖化対策については、出すのを抑える排出抑制と、今回の森林吸収源のように固定化するというものと、2つの対策があるわけですが、排出抑制についてはこの点で財源確保がなされた。森林吸収源対策については、その財源確保が課題になって引き続き残ったということでございます。

それ以降、平成25年度以降も与党大綱の中でこれについて課題として検討事項となり、平成26年度には自民党の中に森林吸収源対策PTというものが設置されまして、党の中では

このPTで積極的に議論がなされてきたという経緯がございます。

そういった議論を経て、一番下の平成29年度大綱ですが、これは昨年の大綱でございます。この中で森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされました。平成30年度税制改正というのは、この冬の党の税調で結論を得るという意味でございます。それに向けての検討を今進めている状況でございます。

次の2ページが、今、お話ししたところの、森林吸収源対策税制のところの与党大綱の全文でございます。アンダーラインを2カ所引いておりますが、上のアンダーラインにつきましては、森林施策の部分についてのことでございます。アンダーラインの3行目の後ろのほうから、「必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める」となっておりますが、この必要な森林関連法令の見直しについては林野庁で検討を今進めている状況でございます。

我々のほうの課題としましては、下のアンダーラインのところでございます。この森林関連法令の見直しに伴いまして、当然、事務がふえる。事務がふえたときの財源確保が課題になるわけですが、具体的にはこのアンダーラインの2行目の頭のところ、個人住民税均等割という地方税の仕組みがございます。これは国民の方々に定額の負担をお願いしている税金でございます。この枠組みの活用を含め「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）」というような方向性がこの与党大綱で示されているところでございます。最後のところは先ほども申しましたが、この冬の税制改正プロセスにおいて結論を得るとされているところでございます。

続きまして、3ページをお願いします。こうした地方団体の要望や与党の大綱で、この冬の税制改正で結論を得るという宿題を我々は受けましたので、総務省内にこの森林吸収源対策税制に関する検討を進めるための検討会を設置いたしました。この4月に設置したところでございます。

構成員につきましては、左側のメンバーでございます。既存の制度で地方財政審議会というものがございまして、その下に位置づけてこの検討会を設置したところでございます。学識経験者のほか、下の3名の方がいらっしゃいますけれども、地方三団体の方にもお入りいただいております。これは大綱の中でも「地方団体の意見を踏まえ」となっているところから、御参画いただいているところでございます。

右側はスケジュールですが、4月以降、計5回、検討を進めてきたところでございます。今後については税制改正のプロセスが例年で言いますと11月20日ごろから始まりますので、その前までにこの検討会としての一定の考え方を取りまとめたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページにつきましては森林環境税（仮称）に関する地方団体の動向を1枚にまとめております。一つ御紹介しますと、左上の部分に、国と地方の協議の場というものがございます。これは地方六団体と政府でいろいろな検討

事項について協議する場ですが、その中で地方六団体から地方税財政について、ことし5月に開催された国と地方の協議の場において提出された資料でございますけれども、「森林吸収源対策のための税については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な制度設計を進めること」ということで、地方団体の総体としては、この森林環境税（仮称）創設に向けた賛意をいただいているものと考えております。そのほか右側でございますが、都道府県議会などからも、この創設に向けた検討を進めるようにというような意見書が提出されている状況でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。総務省の検討会においては、この税に関して創設の背景や必要性といったところも含めて検討しているところでございます。その必要性の一つとして、5ページの資料でございますけれども、これはもう林野庁からも御説明があったかとは思いますが、森林が有する公益的機能というものが左側のようにあります。土砂災害防止機能や地球温暖化防止機能、水源涵養機能などの機能を有しているということでございます。これにつきまして、右側にアンケート結果がございますけれども、やはりこういった森林の有する機能について、国民の方々も森林に期待しているというような背景があるということが5ページでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。こういった国民の方々も期待している森林の公益的機能が進まなかった場合、どうなるのかということをもとめた資料が6ページでございます。左側については今の京都議定書における我が国の削減目標を示したものでございます。CO2を3.8%削減するという計画の中で、森林吸収源対策がマイナス2.7%を担っているというものでございます。森林の適正な管理が進まないと、この森林吸収量の目標が達成できず、この削減目標、国際的な目標が守れなくなるおそれがあるのではなかろうか。そういった場合、国際社会からの信認が当然低下しますし、仮に国際公約を守ろうとすれば、排出削減対策のほうでさらに必要な対策コストが必要になるということでございます。

右側は、参考までに地球温暖化による影響をまとめたものでございます。我が国1国だけでこれがどうにかなるという話ではありませんが、やはり国民全体の課題であると認識しているところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。災害防止機能の関係をまとめたものでございます。森林の適正な管理が進まなかった場合に想定される影響として、当然、山元では左側でございますけれども、山地災害が増加するおそれがある。また、下流部においても森林の適正な整備が進まなければ、土壌流出などの影響により河床上昇等の影響もありますので、下流部における洪水・浸水被害が増加するおそれがある。こういったところで森林の適正な整備が進まないと、下の赤いところでございますけれども、都市部を含む住民の生命、身体、財産を毀損するリスクが高まるのではないかと。また、災害が起きれば、当然その復旧には多額の行政コストが発生するといったところを懸念するところでございます。

続きまして、8ページをごらんください。こういったところで、民有林整備に係る課題解決の方向性を林野庁のほうで検討されているところでございます。今の民有林整備が進まない課題として上の3つがあると認識しております。1つは林価の低迷により所有者の経営意欲が低下しているということ。それから、現状、所有者不明の森林が増加しており、また、境界不明の森林が存在している。それから、林業の担い手の不足。そういったところがあるということでございます。こういったところで点線囲みの中にありますように、自発的な施業を促す現行の対策、これは補助金等も使いながらやっているわけですが、そういったところに限界がある中で、森林の自然・社会的条件も踏まえながら、公的主体による森林整備を推進していく必要があるのではないかとということでございます。

この課題解決の方向としては、森林現場や所有者に最も近い市町村段階で行政の役割を強化する。それから、市町村への支援体制を整備する。こういった森林施策の関係の法令の改正を今、林野庁で検討されているところでございます。我々は、先ほど申しましたが、そのための財源の手当てを検討しているところでございます。こういった施策が進めば、下にあるような地球温暖化防止、災害防止、地方創生などにもつながるのではないかと考えております。

続きまして、9ページをお願いいたします。税制の話でございますけれども、与党大綱の中で個人住民税均等割という、既存の地方税の仕組みを活用する方向性が示されているところでございます。これについて御説明させていただきます。現行の制度でございますが、左側の表にありますように、市町村、都道府県、それぞれ定額の御負担をお願いしているという制度でございます。市町村は3,500円、都道府県は1,500円でございます。これは年額でございます。3,500円、1,500円とありますが、それぞれ500円については下の※に書いてございますが、今、復興財源確保のために、それぞれ500円、税率を引き上げているという現状がございます。これは35年度までの間と定められております。

こういった制度でございますけれども、上の特徴をごらんいただきますと、非課税限度額を上回るものに広く定額の負担を求めるという特徴がございます。国民の方々に定額の負担を求めますが、やはり低所得者の方にはなかなか御負担いただくのも難しいだろうということで、非課税限度額という額を設定しております。例えば単身者の場合ですと年間100万円を超えるぐらいの方から御負担をいただいているという制度でございます。それから税収につきましては、納税義務者数に連動するため安定していて予見性が高いということ。それから、定額の御負担ですので、消費と貯蓄の選択や、労働と余暇の選択といった経済活動に対して攪乱的な影響を与えない。そういう税制であると言われていたところでございます。

右下は現在の税収と納税義務者数でございます。納税義務者については先ほど言いました非課税限度額を上回る方について御負担していただいております。現状約6,200万人ほどに御負担していただいているところでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。ことしの7月末に全国知事会があったとこ

ろでございますけれども、今御説明してまいりました森林環境税（仮称）につきましては、市町村の森林整備のための財源ということで検討を進めているところでございますけれども、こちらは都道府県のほうからいただいた御意見でございます。一つは、アンダーラインのところに書いてございますが、課題のある市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整など、そういった都道府県の業務も今回、この施策を進める上であるのではないかといいるところが一つ御意見としてございます。そういった中で、都道府県と市町村の役割分担を明確化すべきではないかといったところ。

次のアンダーラインですが、今回、この税を創設するのであれば、全額を地方団体に配分してほしいという考え方。それから、先ほどの都道府県と市町村の役割分担に応じて配分する、そのためには都道府県に対して税財源の確保についても適切な措置を講ずるべきだというような御意見をいただいております。そのほか、使途については現在都道府県がやっているものに影響が生じないように、しっかり調整してほしいということ。そういった意見をいただいているところでございます。

最後のところに関連致しまして、次の11ページでございます。こちらは37府県と市町村では横浜市1団体でございますが、地方の独自の取り組みとして、先ほどの、既存の個人住民税均等割に、独自に上乘せをして財源確保を行い、森林環境や水源環境の保全等を目的とした超過課税というものを行っているところでございます。このような仕組みを活用して、各県で独自にそれぞれの裁量を働かせて行っているという現状がございます。これとの関係、今回の森林環境税（仮称）と独自で今やっているものの関係をしっかりと調整してほしいというのが都道府県の意見でございます。

具体的には12ページ、13ページですけれども、それぞれの都道府県で今やっている超過課税の使い道がそれぞれ独自で制度を構築していますので、使い道についても37府県でそれぞれ違うという状況でございます。こういったところがございますので、市町村、都道府県としっかりと意見交換しながら制度の検討を進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問があればお願いいたします。

○白井専門委員 ありがとうございます。

林業の観点から見ると、現在、木材生産額2,000億円ほどに対し、林道・造林の行政投資だけで約3,000億円です。木材生産額に対してはるかに補助金の額のほうが大きいのが現状です。このほかに林業機械に対する補助金、また近年、治山約2000億円、砂防約3500億円、河川約1兆5000億円（最新公表数値平成26年度）と、我々の納めた税金から行政投資が行われている中で、この新税はそれらとどういうバランスをとっていらっしゃるのでしょうか。

○市川環境税制企画室長 先生がおっしゃるとおり、今、林野庁の施策の中において、そういった補助金も活用しながら、林業という産業の中で施策が行われているわけですが、



今回のテーマになっておりますように、林業の成長産業化といったところで今後しっかりと成り立っていく部分と、やはり社会的・地理的条件で不利なところで、産業としてなかなか難しい部分が出てくるというように我々も聞いております。その中で、今回の森林環境税（仮称）については、後者について、そこもしっかり整備しないと災害防止や地球温暖化防止といった役割を森林が担えない。そういったところに必要な財源として今回、森林環境税（仮称）が検討されているところでございます。

○白井専門委員 前者については、造林や林道の補助金が当てはまると思います。後者については既に治山、砂防や河川など、行政投資がなされていると思います。

○市川環境税制企画室長 砂防や河川の専門ではないので、我々がこの検討を進める上で知り得た知識の中で申し上げますと、砂防や河川の今の公共投資においても森林がきちんと整備されていることを前提にした計画であって、そこが荒廃していると、計画をもう少し、現状よりももっとしっかりとやっていかなければいけない。そういう関係があると聞いております。

○飯田座長 それでは本間専門委員、お願いします。ご説明ありがとうございました。

○本間専門委員 今の御質問と関連するのですが、使途をどう検討していくのかということが大きな課題だと思っています。総務省としては、きょうのお話はむしろ新税の設計というか、そちらのほうに重点が置かれたかと思っていますけれども、例えば林野庁の予算とのすみ分けと申しますか、要するに、この新たな税金でどういう使い道ならオーケーとするのか。そうした仕分けを検討会のほうでされているのかどうか。今後、使い道に対する制約などをどこで検討していくのかということについて教えていただければと思います。

それからもう一つは、視点として、公共財的な性質があるから、そこを補助していくということはわかりますが、最後におっしゃったように、林業を成長産業化していくという視点も重要で、やはり民業圧迫ということをするわけにはいかない。あくまでもインフラと申しますか、その整備ということが基本だと思うのですが、そのあたり、林業の活性化と税金とのかかわりみたいなことを、総務省としてはどのようにお考えなのか。

以上2点についてお聞かせください。

○市川環境税制企画室長 まず、使途については総務省の検討会でまさに検討しております。具体的には2ページに与党大綱がありますけれども、与党大綱の中で示されている施策が①～⑤に示されています。①として、市町村から所有者に対してしっかりと間伐してくださいというような取り組みを要請する、そういった働きかけの強化や、それから②に書いてございますけれども、所有者の権利行使の制限等、一定の要件のもとで所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐を代行するとか、そういった施策が考えられているところでございます。この大綱の中で、こういった考え方が示されていますので、使途の一つとしては、こういったところがあるだろうと。間伐をするに当たっては所有者不明とか境界確定とか、そういった事前の調査も必要になりますので、そういった調査をする。それから、実際に行う間伐。それから、間伐を行うに当たっては、当然、路網整備等も必要にな

りますので、そういったところを今回の税の使途とすることについては検討会の中でほぼ見解の一致を見ているところでございます。

もう一方で、地方団体の方にこの検討会に参画していただいているのですが、地方団体の方がお話しされる意見としては、森林の現場、置かれた状況が、やはり地域ごとにより異なっているので、こういった使途を検討するのはいいけれども、それぞれ置かれた状況が違うので、もう少し使途を裁量ある形でやらせてほしいというような御意見もいただいております。

税の仕組みとしましては、昔、道路特定財源がありましたが、同じように使途を定めてこの税金については道路のために使うのだというような仕組みがありました。今も同じような仕組みが空港周辺整備の関係などがございます。今回のこの仕組みにつきましても、同じように使途を定めた形でこういった税制を構築するのではなかろうかということで検討を進めております。

先ほど申しましたような地方団体のお考えがある一方で、国民の方々に御負担をいただく、そういったところで使途についても国民の方々に見えるような形にすべきではないかという意見があります。当然、予算や決算で公表しているわけですが、一段と使途が見えるようにすべきではないかというような御意見も検討会の中でいただいております。

以上が使途のところでございます。

成長産業化との関係ですが、我々は林業の専門家ではないので林野庁の方と話している中での知識でしかお話しできないのですが、結局、今回このメインになっているところは、業としてなかなか成り立たない。そこで所有者が自ら間伐をやらないので森林が荒廃している。ただ、そのままだと森林吸収源対策、災害防止という観点で、よくない影響が出てくるので、公的主体が関与していく。そこに財源を投入していこうという考え方でございますので、基本的には産業として成り立っていくところと、そんなにバッティングしないのではないかと考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

お時間も迫っておりますので、長谷川代理と林専門委員、ごく短くお願いいたします。

○長谷川座長代理 それでは、すごく簡単なことを聞きます。今、11ページを見ると、例えば東京都は超過課税はないわけです。それで今度、均等割で東京都にも課税された場合、東京都が使うことになるのか、それとも、例えば東京のお金が別の地域に回ることになるのか。その辺のお金の流れを御説明ください。

○市川環境税制企画室長 今回につきましては、森林整備を行う森林所在市町村に事業を行っていただく、そのための財源でございますので、全国民から御負担いただいて、お金の流れとしましては、やはり森林がある地方団体にとということで考えております。

○林専門委員 現状の問題から言うと、都市部の森林環境税、今は地方税として徴収されています。都市部における森林環境税の活用は非常に厚くて、人口が少ない地域において

の森林環境税の使い道はある意味、非常に薄いもの、用途が限られているという状況があります。ですから、地方公共団体森林環境税の政策に応じて分配していくということがいいのでしょうか。ある程度は国の部分で共通に活用できるような部分が必要ではないでしょうか。先ほど環境税の使用用途という話がありましたが、当然、公益機能に活用していくということはもちろんですし、成長産業化の話もありました。逆にもう少し弾力的に、何に使ってもいいということではありませんけれども、それなりの発展につながるような使い方も一つの使い方の方として残していくということも必要ではないかと思っております。以上です。

○飯田座長 今のお話について、何かありますか。

特にないようでしたら、これで会議を終了いたします。